特別養護老人ホーム　なでしこの里

運　営　規　程

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人やまなみ会が設置する特別養護老人ホームなでしこの里（以下、「本施設」という。）が行う地域密着型介護老人福祉施設事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（運営方針）

第２条　本施設は、施設サービス計画に基づき、入居者が可能な限りその居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助を行い社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者が、その有する能力に応じ自立した、日常生活を営むことができるようにするものとする。

２　入居者について、要介護状態の軽減、防止に努め、心身の状況に応じ、日常生活に必要な援助を適切に行うものとする。

（事業所の名称等）

第３条　本施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　特別養護老人ホーム　なでしこの里

（２）所在地　　熊本県阿蘇郡産山村田尻６１８番地２

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

※いずれも指定短期入所生活介護事業所（指定介護予防短期入所生活介護事業所）と兼務

第４条　本施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容等は次のとおりとする。

（１）管理者（施設長）　１人

施設職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）医師（嘱託医師）　１人以上

入居者の診察、健康管理及び療養上の指導を行うとともに、本施設の衛生管理等の指導を行う。

（３）生活相談員　　１人以上

介護者及び家族からの相談に応じるとともに、その心身の状況等に応じて、適切な施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業所、介護保険施設等との連絡調整に従事すると共に、入居者の入退所、生活指導及び介護の企画立案、実施に関する業務を行う。

（４）介護支援専門員（ケアマネージャー）　１人以上

入居者の要介護度調査、身上調査、ケアプラン作成、アセスメントの実施、家族の相談等の業務を行う。

（５）看護職員（看護師・准看護師）　　１人以上
医師の診療補助及び指示による利用者の看護、本施設の衛生管理等の業務を行う。
（６）介護職員　　１５人以上（うちユニットリーダー　３人）
各ユニットリーダーは、各ユニットの介護職員の指導及び入居者の介護業務を行う。
介護職員は、入居者の日常生活の介護、指導及び介護業務を行う。
（７）機能訓練指導員（看護職員）　　１人（兼務）
入居者が心身の状況に応じて日常生活を営むために必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。
（８）栄養士又は管理栄養士　　１人
入居者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮した献立を立て、適切な食事の提供に努めるとともに食品衛生法に定める衛生管理を行う。
（９）前項に定めるもののほか、本施設の運営上、必要な職員を置くものとする。

（利用定員及び居室）
第５条　本施設の入居定員及びユニット数、ユニット毎の入居定員は次のとおりとする。
（１）入居定員　　２９名
（２）ユニット数　　3ユニット
（３）ユニット毎の入居定員　　１０名、１０名、９名

（入退所）
第６条　本施設は、原則要介護３から要介護５の認定を受けた者で、常時の介護を必要とし、かっ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対して、施設介護サービスを提供するものとする。但し、要介護１や要介護２であってもやむを得ない事情と認められた者に対しては特例的に施設介護サービスの提供を行う。
２　入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対し自ら適切な施設介護サービスを提供することが困難である場合には、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
３　入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努め、入所検討委員会の決定を受けるものとする。
４　本施設は、その心身の状況、その置かれている環境に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及び家族の希望、その者が退去後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。
５　本施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者およびその家族の希望等を勘案し必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き退院後再び本施設に円滑に入居することができるようにするものとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第７条　本施設は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、施設サービス従業者の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について入居申込者の同意を得るものとする。

（提供拒否の禁止）

第８条　本施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒むことができないものとする。

（心身の状況等の把握）

第９条　本施設は、施設サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を開き、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（サービスの内容）

第１０条　本施設では、人権尊重の理念のもと入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて適切な技術と博愛をもって施設介護サービスを提供するものとし、常に入居者の家族との連携を図りながら次のサービスを提供するものとする。

１　食事の提供は、季節等の変化をもたせ、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事とし、時々の心身状況に合わせ提供する。食事の提供は入居者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して共同生活室で行なうよう努めるものとする。

２　入浴は週２回以上実施する。入浴できない入居者の場合は清拭する。尚、入居者により個浴、特浴、一般浴を選択できるものとする。

３　排泄の自立について必要な援助をする。

４　入居者毎のケアプランの実施と検証に努め、可能な限り自立した日常生活の支援をする。

５　身体機能の向上、低下の防止のための機能訓練を行う。

６　健康維持のための適切な措置及び生活環境の保全を行う。

７　趣味、教養、娯楽、催し物の開催等を行う。ただし入居者の意思により参加は自由とする。

８　心身の状況把握に努め、語りかけや家族とのコミュニケーションを支援する。

９　利同士の交流や、相互にいたわり支え合う関係を築くことを支援する。

１０　介護は日常生活を円滑に送るための支援であり、日常の家庭生活からかけ離れたものとならないように考慮する。

（サービスの開始及び終了）

第１１条　本施設は、契約締結をもって施設サービスの開始するものとし、次に掲げる事由が発生した場合は、サービスを終了する。

（１）　入居者が、医療施設へ入院した場合で、明らかに入院後３ヵ月以内に退院できる見込みがないとき、又は入院後３ヵ月を経過しても退院できないことが明らかなとき。

（２）　入居者が、要介護認定において非該当又は要支援となったとき。

（３）　入居者又は身元（連帯）保証人より退所の申出があったとき。
（４）　本施設が正当な理由があり契約の解除を申出たとき。
（５）　入居者が、死亡したとき。

（施設サービス計画に沿ったサービスの提供）
第１２条　本施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。（以下「計画作成担当者」という。
２　計画作成担当者は、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画上に位置付けるように努めるものとする。
３　計画作成担当者は、入居者及びその家族に趣旨を説明し理解を得た上で面接や適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）を行う。
４　計画作成担当者は入居者の希望及びアセスメントの結果に基づき、家族の希望を勘案し入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助方針、生活全般の解決すべき課題、介護の目標及び達成時期、介護の内容、介護を提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案の作成を行う。
５　計画作成担当者は、入居者や介護の提供に当たる他の担当者、家族を招集してサービス担当者会議を開催するものとする。（ただし、その家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得なければならない。）施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。
６　計画作成担当者は、施設サービス計画について入居者又はその家族に対して説明し文章により入居者に同意を得ると共に施設サービス計画を入居者に交付する。
７　計画作成担当者は、作成後、実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。
８　計画作成担当者は前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、入居者との定期的な面接やモニタリングの結果を記録するものとする。
９　計画作成担当者は次に揚げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者が専門的な見地からの意見を求めるものとする。
（１）入居者が法第 28 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合。
（２）入居者が法第 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分変更の認定を受けた場合。

（介護サービス計画の作成）
第１３条　本施設の管理者は、施設の従業者を介護サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。（以下「計画作成担当者」という。
２　介護サービス計画は、施設サービス計画の内容に沿って作成するものとする。

３　計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、施設サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入居者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護サービス計画を作成するものとする。

４　計画作成担当者は、介護サービス計画を作成に当たっては、その内容について入居者又はその家族に対して説明し、入居者の同意を得るものとする。

５　計画作成担当者は、介護サービス計画を作成した際には、当該計画を入居者に交付するものとする。

（サービス提供の記録）

第１４条　本施設は、施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、文書の交付その他適切な方法により、その情報を入居者に対して提供するものとする。

（利用者負担額等の受領）

第１５条　本施設の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬の告示上の額に各入居者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

２　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入居者から支払を受ける利用料の額と介護報酬告示上の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

３　本施設は、前２項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。ただし、食費、滞在費については、入居者が市町村から「介護保険負担限度額認証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額を入居者負担額とする。

（１）居住費　　日額　２，０６６円

本施設は全室個室となっており、個室ユニットの提供を行なうことに伴い必要となる費用。

（２）食費　　日額　１，７００円

栄養士の立てる献立表により提供する食事の食材料費及び調理にかかる費用。

（３）その他

その他施設サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるものに限る。ただしそのサービスの提供にあたってはあらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について書面をもって説明を行い、入居者及びその家族の同意を得なければならない。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第１６条　入居者が施設サービスの提供を受ける際に、留意する事項は次のとおりとする。なお、本項については、サービス提供時に入居者に通知するものとする。

1　入居者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。

2　入居者はサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、本施設及びサービス従事者が入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。但し、その場合、本施設は契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとする。

3　入居者は、本施設の施設、設備について、故意又は重大な過失により、滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の対価を支払うものとする。

4　入居者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合、入居者及びその家族等と本施設との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

5　施設内・施設周辺での入居者のプライバシーに関わる写真・ビデオ撮影は、原則禁止とする。

（介護）

第１７条　介護は、入居者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2　本施設は、１週間に２回以上、適切な方法により、入居者を入浴させ、又は清しきを行う。

3　本施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。

4　本施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えるものとする。

5　本施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備するものとする。

6　本施設は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。

7　本施設は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。

8　本施設は、その利用者に対して、入居者の負担により、当該施設サービスの従業者以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

（食事）

第１８条　本施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するものとする。

食事時間は、　（朝食）午前　８時００分から
（昼食）午後１２時００分から
（夕食）午後　５時３０分から

2　本施設は、入居者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

（相談及び援助）

第１９条　本施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居

者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

（社会生活上の便宜の提供等）

第２０条　本施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

２　本施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行う事が困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

３　本施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

（機能訓練）

第２１条　本施設は、入居者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

（健康管理）

第２２条　本施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

２　本施設の医師は、入居者に対して行った健康管理に関し、入居者の健康管理台帳に必要な事項を記載する。

（利用者に関する市町村への通知）

第２３条　本施設は、施設サービスを受けている入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

（１）　正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

（２）　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（虐待の防止）

第２４条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり措置を行うものとする。

１　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。

２　虐待防止のための指針を整備する。

３　従業者に対し、虐待の防止のための研修会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に実施する。

４　虐待防止に関する措置を適切に実施するために担当者を置く。

５　事業所は、サービス提供中に従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第２５条　本施設は、施設サービスの提供に当たっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

２　前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、家族の同意を取るものとする。

３　事業所は身体的拘束等の適正化を図るために、次に揚げる措置を講じる。

（１）身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催すると共に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（職場におけるハラスメントの防止）

第２６条　施設は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

２　従業者の質の向上を図るために研修機関が実施する研修（テレビ電話装置等の活用して行うことができるものとする）や本施設内の研修参加の機会を確保するものとする

３　相談（苦情を含む）に応じ適切に対応するために必要な体制の整備及び担当者をあらかじめ定めて周知するものとする。

（緊急時等の対応）

第２７条　入居者の病状に急変が生じた場合は速やかに嘱託医師に連絡をとり、指示を得て適切に対処するとともに、当該入居者の家族にも速やかに連絡するものとする。

（勤務体制の確保）

第２８条　本施設は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めるものとする。

２　本施設は、従業者の資質の向上のために、研修機関が実施する研修（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する。

３　介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないものについて、認知症理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現するために、認知症介護基礎研修の受講の機会を確保する。

４　本施設は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的に実施するものとする。

（定員の遵守）

第２９条　本施設は、入居定員及び居室の定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（非常災害対策）

第３０条　本施設は、非常災害が発生した場合は施設の「防災計画」に従い利用者の避難誘導等適切な措置を講ずるとともに速やかに市町村、利用者の家族等への連絡を行うものとする。

２　本施設は業務継続計画を策定し平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携、関係機関への通報体制を整備しそれらを定期的に従業者に周知するとともに避難、救出その他必要な訓練を年２回以上実施する。

３　本施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、消防関係者の参加を促し具体的な指示を仰いだり、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理等）

第３１条　本施設は、感染症発生に関する業務継続計画を策定し、平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立を定めて継続的なサービスの提供を行うよう努める。

２　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を３か月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知するものとする。

３　感染症が発生し、又はまん延しないための指針を整備するものとする。

４　本施設は　感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練（シュミレーション）を定期的に実施する。

５　本施設は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

（掲　示）

第３２条　本施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。なお、書面を本施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにすることで掲示に代えることができる。

（秘密保持等）

第３３条　本施設の従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

２　本施設は、従業員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た入居者又はその家族の秘密をもらすことがないよう必要な措置を講じるものとする。

３　本施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、入居者の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

４　本施設は、個人情報保護法第５７条の規定により、契約者及びその家族の尊厳を守り、安

全管理に配慮する個人情報保護法の下、利用目的を別途定める規則により特定し、個人情報の適切な管理・利用を図るものとする。

（広　告）

第３４条　本施設は、広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないものとする。

（苦情解決）

第３５条　本施設は、入居者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し必要な措置を講じるものとする。尚、入居者、その家族に書面を用い説明を行い、その内容を掲示し周知するものとする。

２　提供したサービスに関して、県または県内市町村が行う文書等の提出、提示の求めや質問、照会に応じるほか、入居者又は家族からの苦慮に関する調査に協力するものとする。

３　県または県内市町村からの指導、助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行うものとする。

４　入居者又は家族からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力する。また、指導、助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行うものとする。

（事故防止及び事故発生時の対応）

第３６条　入居者に対する施設サービスの提供時は事故防止に努め、万が一事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

２　事故発生の防止のための委員会の担当者を設置し、従業者に対する研修（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に行い、事故が発生した場合は又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を記録し報告する。

３　事故が生じた際にはその原因を解明し再発防止に努めるものとする。

４　入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意を持って対応し損害賠償を行うものとする。ただし本施設の責に帰すべからず事由による場合はこの限りではない。

（地域等との連携）

第３７条　本施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

２　本施設は、その施設サービスの提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、施設サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「地域運営推進会議」という）を設置し、おおむね２月に１回以上、地域運営推進会議に対し活動状況を報告し、地域運営推進会議による評価を受けるとともに、地域運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

３　　本施設は、前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに当該の記録を公表する。

（記録の整備）

第３８条　本施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備して置くものとする。

２　　本施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する

（１）　第 14 条に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録

（２）　第 25 条第 2 項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（３）　第 23 条に規定する市町村への通知に係る記録

（４）　第 35 条第１項に規定する苦情の内容等の記録

（５）　第 36 条第２項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

（業務継続計画）

第３９条　本施設は感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る措置を講じるために業務策定計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（１）　本施設は従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

（２）　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

附　則

１　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人やまなみ会と本施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

２　この規程は、平成２０年１０月１５日から施行する

平成２１年　２月　１日　改正
平成２４年　４月　１日　改正
平成２６年　４月　１日　改正
平成２７年　８月　１日　改正
令和　３年　４月　１日　改正
令和　４年　４月　１日　改正
令和　４年　８月　１日　改正
令和　６年　４月　１日　改正
令和　６年　８月　１日　改正
令和　７年　２月　１日　改正
令和　７年　５月　１日　改正
令和　８年　８月　１日　改正